金融商品取引法の一部を改正する法律(案)

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

を加える。
る重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項)」と「は、当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産の内容に関す第五項中「資産」と」の下に「、「定める事項」とあるのは「定める事項(内閣府令で定める場合にあってして内閣府令で定める要件に該当する者を含む。第二十四条第一項において同じ。)の状況」を加え、同条相談に応じ又は助言を行う契約を締結していることその他の当該会社の経営に関与する蓋然性が高いものと行役又はこれらに準ずる者をいい、当該会社の代表権を有する者であった者のうち、当該会社の経営に関し第五条第一項第二号中「重要な事項」の下に「、当該会社の役員(取締役、会計参与、監查役者)とは執

第二十四条第一項中「重要な事項」の下に「、当該会社の役員の状況」を加え、同項ただし書中「すべ第二十一条第一項第一号中「いう。」の下に「第二十四条第一項及び」を加える。

て」を「全て」に改め、同条第五項中「資産」と」の下に「、「定める事項」とあるのは「定める事項(内第二十四条第一項中「重要な事項」の下に「、当談会社の役員の状況」を加え、同項ただし書中「すべ

第三条 施行日以後にこの法律による攻正後の金融商品取引法第二十四条第一項(同条第五項において準用

定による届出書(その訂正届出書を含む。)については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行の日(次条及び附則第四条において「施行日」という。) 前に提出されたこの法律 による改正前の金融商品取引法(以下この条及び附則第四条において「旧法」という。)第五条第一項 (同条第五項において準用し、及びこれらの規定を旧法第二十七条において準用する場合を含む。)の規

(強過莊嗣)

当 三

(裙作型口)

ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

閣府令で定める場合にあっては、当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の 状況その他資産の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かっ適当なものとして内 閣存令で定める事頃) 」と「を加え、「すべて」を「全て」に致める。

し、及びこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書を 提出していない者についての金融商品取引法第五条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項におい て準用し、及びこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の三第 一項及び第二項(これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用について は、同法第五条第三項中「を記載する」とあるのは「及び同項第二号に規定する役員の状況(内閣府令で 定めるものに限る。)を記載する」と、「同頃第二号」とあるのは「同号」と、同条第四頃中「参照すべ き旨」とあるのは「参照すべき旨述びに金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下「平成二十八年改正法」という。)附則第三条の規定により読み替えられた前項に規定する役 員の状況」と、同項第二号中「第一項第二号」とあるのは「平戎二十八年汝正法による汝正前の第一項第 ニ号」と、同法第二十三条の三第一項中「第五条第四項」とあるのは「平成二十八年汝正法附則第三条の 規定により読み替えられた第五条第四項」と、同条第二項中「参照すべき旨」とあるのは「参照すべき旨 及び平成二十八年改正法附則第三条の規定により読み替えられた第五条第三項に規定する役員の状況」と するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

については、なお従前の例による。 法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書(その訂正報告書を含む。)第四条 施行日前に提出された旧法第二十四条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を旧 るようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。社の代表権を有する者であった者のうち当該会社の経営に関与する蓋然性が高い者の状況について記載され投資者の投資判断に必要な情報として、有価証券届出書及び有価証券報告書において、これを提出する会

田 田